森づくり活動規定

(目的)

第1条 この規定は、埼玉森林インストラクター会の森づくり活動に関して の必要事項を定め、会員の事故を防ぎ、安全を図ることを目的とする。 森づくり活動に当たっては、別に定める場合を除き、全てこの規定を遵 守すること。

(適用範囲)

第2条 この規定は、伐採、下刈り、地拵え、その他の森づくりに関連する全 ての森づくり作業に適用する。但し、森づくり活動実施地域での散策、 自然観察等の森づくり作業を伴わないものは、この限りでない。

(禁止事項)

- 第3条 次の各号に該当する行為は禁止する。
 - (1) 予め指定された活動日以外の作業
 - (2) 森づくり部長の指示外の作業 但し、1・2号とも森づくり部長、または会長の承諾を得た場合は可
 - (3) 当会会員以外を作業に従事させること

附則 本規定は、2023年7月31日に制定、施行する。